

「新北区文化センター建設工事設計業務」  
公募型簡易プロポーザル 参加表明書評価要領

1. ヒアリング対象事業者の選定方法

- ・本要領に基づいて各評価項目について参加表明書の評価を行います。
- ・各評価項目の評価点は、各評価項目に設定する **配点×評価係数** により計算します。
- ・各評価項目の評価点の合計に、本店の所在地に応じて下表の加点を加えた点数を、各事業者の評価点とします。

評価項目	評価事項	加点
本店の所在地	神戸市内に本店を置く場合	10
	上記以外の場合	0

※設計共同体での参加の場合は、代表設計事務所又は構成設計事務所の本店が神戸市内にあり、当該事務所の業務分担率が1者につき30%以上のとき、本店の所在地を神戸市とみなします。なお、ここでいう業務分担率は、委託料の配分割合と同義です。なお、委託先候補事務所に特定した時点で、設計共同体協定書等、必要な書類の提出を求めます。

2. 評価項目と配点

各評価項目、配点は下表の通りとします。

評価項目		判断基準	配点		様式		
			項目 評価点	計			
市内優先加点		本店の所在地	10	10	-		
(1)	事務所の 実力	①業務実績	同種又は類似実績件数	10	20	1(3)	
		②技術者数	換算技術者数	5		1(2)	
		③有資格者数	平均資格係数	5			
(2)	配置技術者の 経験・能力	①技術者資格	各担当分野の資格	20	66	1 (4)(5)	
			うち	意匠分野			(5)
				構造分野			(4)
				電気分野			(4)
				機械分野			(4)
		積算分野		(3)			
		②業務実績	携わった立場を踏まえた 同種又は類似実績	25			
うち	管理技術者		(7)				
		意匠分野	(6)				

			構造分野	(4)				
			電気分野	(4)				
			機械分野	(4)				
		③繁忙度	手持ち業務件数				12	
				うち			管理技術者	(2)
							意匠分野	(4)
							構造分野	(2)
							電気分野	(2)
							機械分野	(2)
		④CPD	取得単位数				9	
				うち			管理技術者	(1)
							意匠分野	(2)
構造分野	(2)							
電気分野	(2)							
機械分野	(2)							
(3)	若手技術者の登用	配置技術者数	4	4	1(6)			

### (1) 事務所の実力に対する評価係数

①同種又は類似業務実績（様式1(3)による）

$$\text{評価係数} = \text{各実績の実績係数の合計} \div 5$$

・評価の対象となる実績及び実績係数は下表の通り。

評価項目	評価事項	実績係数
業務実績(*)	同種	1.0
	類似A	0.7
	類似B	0.5

(\*) 平成24年4月以降の実績（設計業務の完了年月日が平成24年4月以降で、参加表明書提出期限日において施工中又は完成した施設の設計業務とする。）とする。

・記載する件数は5件までとする。

(参考) 記載例の場合の点数

$$= 10 \text{点} \times (1.0 + 0.7 + 0.5) \div 5 = 4.4 \text{点}$$

②所属技術者数（様式1(2)による） ※協力事務所の所員は含まない。

・事務所の技術者数に技術者資格係数を乗じて算出する換算技術者数(\*)により評価する。

評価項目	評価事項	評価係数
技術者数	換算技術者数 20人以上	1.0

	10～19人	0.9
	9人以下	0.8

(\*) 換算技術者数 = Σ (技術者数 × 技術者資格係数)

資格	技術者資格係数
構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、第一種電気主任技術者、技術士	1.2
一級建築士、建築積算士、建築設備士、第二種電気主任技術者	1.0
その他（無資格含む）	0.5

(参考) 記載例の場合の点数

$$= \boxed{5\text{点}} \times 0.9 = \underline{4.5\text{点}}$$

$$\text{※換算技術者数} = 1.0 \times 3 + 0.5 \times 5 + \dots + 1.0 \times 1 = 16.8\text{人}$$

→評価係数は10～19人で「0.9」

③有資格者数（様式1(2)による） ※協力事務所の所員は含まない。

・事務所の換算技術者数により算出する平均資格係数(\*)で評価する。

評価項目	評価事項	評価係数
有資格者数	平均資格係数 0.80以上	1.0
	0.60～0.79	0.9
	0.59以下	0.8

(\*) 平均資格係数 = 換算技術者数 ÷ 技術者数

(参考) 記載例の場合の点数

$$= \boxed{5\text{点}} \times 1.0 = \underline{5.0\text{点}}$$

$$\text{※平均資格係数} = 16.8\text{人} \div 21\text{人} = 0.8$$

→評価係数は0.80以上で「1.0」

(2) 配置技術者（管理技術者及び各主任担当技術者）の経験及び能力に対する評価係数

①専門分野の技術者資格（様式1(5)による）

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
意匠	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4

	その他	0.2
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
電気	設備設計一級建築士、技術士、第一種電気主任技術者	1.0
	建築設備士、一級建築士、第二種電気主任技術者	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	その他	0.2
機械	設備設計一級建築士、技術士	1.0
	建築設備士、一級建築士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	その他	0.2
積算	一級建築士、建築積算士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2

(参考) 記載例の意匠分野の点数

$$= 5 \text{点} \times 1.0 = 5.0 \text{点}$$

②同種又は類似業務の実績の有無（様式1(4)及び(5)による）

- ・管理技術者及び各主任担当技術者（積算分野を除く。）の過去の実績（2件まで）について、携わった立場を踏まえて評価する。

$$\text{評価係数} = (\text{各実績の実績係数} (*1) \times \text{関与係数} (*2)) \text{の合計} \div 2$$

(\*1) (1) ①の通り。各技術者の実績として過去に所属した事務所での実績の記載可（その場合は、その旨を明記すること。）。

(\*2) 関与係数は下表の通り。

過去の実績での立場	関与係数	
	管理技術者	主任担当技術者
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.4	1.0 ※
担当技術者の立場	0.2	0.4 ※

※主任担当技術者及び担当技術者の実績については、本業務で担当する分野と同分野での実績のみ評価します。

(参考) 記載例の意匠分野の点数

$$= \boxed{6\text{点}} \times \text{評価係数 } 0.5 = 3.0\text{点}$$

$$\text{※評価係数 } 0.5 = (\text{実績係数 } 1.0 \times \text{関与係数 } 1.0) \div 2$$

③手持業務の状況 (様式 1 (4) 及び(5)による)

- ・令和 4 年 10 月 1 日以降で本業務の履行期間と重なるものについて評価する (積算分野は評価対象外)。

評価項目	評価事項	評価係数
繁忙度	手持ち業務が 1 件以下	1.0
	手持ち業務が 2 件	0.6
	手持ち業務が 3 件以上	0.2

(参考) 記載例の意匠分野の点数

$$= \boxed{4\text{点}} \times 1.0 = 4.0\text{点}$$

④継続教育 (CPD) の取得状況 (様式 1 (4) 及び(5)による)

- ・令和 3 年度 (4 月 1 日～翌 3 月 31 日) において取得した CPD 単位 (※) を評価する (積算分野は評価対象外)。

※評価対象とする CPD 単位は、以下のいずれかにより発行された CPD 実績証明書の写しの提出が可能なものとする (委託先候補事務所として特定された場合に提出を求めます。)

- ・建築 CPD 運営会議による「建築 CPD 情報提供制度」(詳しくは事務局である (財) 建築技術教育普及センターホームページ

[https://www.jaeic.or.jp/navi\\_cpd/index.html](https://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/index.html) を参照してください。)

- ・「建築士会 CPD 制度」(建築 CPD 情報提供制度認定のプログラムに限り、その旨が記載されている証明書とします。詳しくは (社) 日本建築士会連合会又は各都道府県建築士会にお問い合わせください。)

評価項目	評価事項	評価係数
CPD 取得単位	取得単位あり (12 時間以上)	1.0
	取得単位あり (6 時間以上 12 時間未満)	0.6
	取得単位あり (6 時間未満)	0.2

(参考) 記載例の管理技術者の点数

$$= \boxed{1\text{点}} \times 1.0 = 1.0\text{点}$$

(3) 若手技術者の登用に対する評価係数 (様式 1 (6)による)

- ・令和 4 年 4 月 1 日時点における 40 歳未満の若手技術者を積極的に登用しているものについて評価する。

評価項目	評価事項	評価係数
若手技術者数	40 歳未満の若手技術者の数 各分野*ごとに 1 人以上	1. 0
	40 歳未満の若手技術者の数 4 人以上	0. 8
	40 歳未満の若手技術者の数 1~3 人	0. 5

※管理技術者が若手技術者に該当する場合は、評価の対象としません。

※協力事務所の若手技術者についても評価対象とします。

(点数例) 若手技術者の登用が1人の場合

$$\text{取得点数} = \boxed{4\text{点}} \times 0.5 = 2.0\text{点}$$